

議案第102号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年9月4日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号ア(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号ア(エ)を同号ア(イ)とし、同号ア(ウ)中「(ア)及び(イ)」を「(ア)から(ウ)まで」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）

及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第34条第1項第6号を次のように改める。

(6) 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人（それぞれ収益事業を併せ行うものを除く。）

附則に次の1項を加える。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市民税の特例）

22 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成18年法律第50号）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第131条第1項の規定により同法第45条の認可を取り消されたものにあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第34条第1項第6号の規定を適用する。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8項を削り、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第23条の4の次に次の2条を加える。

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第23条の5 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人（設立前のものを含む。）又は団体（次条において「法人等」という。）に対する次に掲げる寄附金であつて、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第78条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金
（寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続）

第23条の6 前条の規定による寄附金の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前条の規定による寄附金の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前条の規定による寄附金の指定を受けた法人等は、第1項の規定により申し出た事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があった場合は、その旨を告示するものとする。

第25条の3第1項中「第25条の5」の次に「又は第25条の9の2」を加える。

第25条の5の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「第321条の3」を「第321条の3第1項」に、「同条」を「、同項」に改め、同条第2項中「所得に給与所得以外」を「所得に給与所得及び公的年金等（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。）に係る所得以外」に、「当該給与所得以外」を「、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同項ただし書中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第25条の6の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第1項中「において前条第1項」を「において同項」に改め、「（昭和40年法律第33号。以下「所得税法」という。）」を削り、同条第3項中「同条同項」を「同項」に改める。

第25条の7の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務）」に改める。

第25条の8の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の変更）」に改め、同条中「により」の次に「給与所得に係る」を加える。

第25条の9の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額

への繰入れ)」に改め、同条中「により」の次に「給与所得に係る特別徴収税額を」を加え、「規定によって」を「規定により」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第25条の9の2 個人の市民税の納税義務者が法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者である場合は、同項及び法第321条の7の8第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(公的年金等に係る所得に係る特別徴収義務者)

第25条の9の3 前条の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において年齢65歳以上の者であって法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者(次条において「年金保険者」という。)とする。

(公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第25条の9の4 年金保険者は、法第321条の7の6(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、特別徴収に係る個人の市民税を徴収し、これを納入しなければならない。

(公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第25条の9の5 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、法第321条の7の9の規定により普通徴収の方法によって徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次項の規定 平成20年12月1日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 平成21年1月2日

(3) 第3条中第23条の4の次に2条を加える改正規定(第23条の6に係る部分に限る。) 公布の日

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までに新築された地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6第1項に規定する住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(個人の市民税に関する経過措置)

4 第3条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第25条の9の2から第25条の9の5までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第23条の5及び第23条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第23条の5に規定する寄附金について適用する。

6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第23条の5の規定の適用については、同条第2号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正

する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、公的年金から個人の市民税を特別徴収の方法により徴収すること、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を市長が指定すること等とするため、及び新築住宅に係る都市計画税の減額措置を廃止するため、この条例を制定するものである。